

勝浦市農業委員会会議録

(7月定例会)

平成29年7月6日(木曜日)午後1時、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、8名でその氏名は次のとおりである。

2番 末 吉 光	3番 数 金 清 美	4番 谷 敏 夫
5番 浅 野 香太郎	6番 佐 藤 衛	7番 藤 江 義 博
8番 滝 口 裕 都	9番 高 旨 粧 一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地等の利用の最適化に関する指針について

第3 報告

報告第1号 公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

昼頃テレビを見ていたところ、九州地方では非常に活発な梅雨前線の影響による大雨で大きな被害が出ている状況であります。

また、こちらに向かいながら水田を見ましたところ天候に恵まれている為か順調に育っているなという印象を受けました。

それではただいまより会議を開催させていただきたいと思います。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成29年勝浦市農業委員会7月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げたいと思います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口裕都委員を指名いたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま、権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は松野の田、台帳地目田、現況畑、1筆793平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は経営規模を拡大するため自宅から近い当該地を購入したいとし、譲渡人は勝浦市に住んでおらず耕作できないので売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦診療所から●●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、7番藤江義博委員、お願いします。

○7番（藤江義博委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

6月30日、現地調査を行い譲受人と面談しました。

申請地は、不作付の状態です。

今回、申請者は自宅に近く耕作しやすい申請地を買い受け、規模拡大するため申請に至ったとのこと。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年6月28日付けで決定を求められたものです。

このたびの7月定例会に諮るべき件数は、再設定計画2件、13,325平方メートルです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、大森の田9筆、延べ8,899平方メートル、利用計画は水田、利用権

の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年8月1日から10ヶ年の再設定です。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

申請番号2番、大森の田2筆、延べ4, 426平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年8月1日から10ヶ年の再設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（高旨粧一会長） 举手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、申請番号2番につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（高旨粧一会長） 举手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第3号、農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

議案につきましては、資料の4ページになります。

本案は、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、勝浦市農業委員会の農地等

の利用の最適化に関する指針を定めようとするものでございます。

内容について、ご説明いたします。

資料の4の1ページをご覧ください。

農地等の利用の最適化に関する指針（案）について、項目ごとにご説明いたします。

はじめに1、遊休農地の解消についてというところになります。

（1）遊休農地の解消目標227ヘクタール、平成29年度については6ヘクタールの目標としました。

この目標設定の考え方といたしまして、昨年7月定例会、合同会議においてこの指針が決定となり、その時点での遊休農地の面積が597ヘクタール、この597ヘクタールの遊休農地を10年後にすべて解消するという考えで目標が設定されております。

平成28年度において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々に実施していただきました利用状況調査の結果、再生利用が不可能と見込まれる農地等で非農地判定となった面積が370ヘクタールございましたので、現在の数値が227ヘクタールとなります。

この227ヘクタールを平成38年度までの今後9年間で解消を目指していくこととなりますので、1年あたり約25ヘクタールが目指す数値となりますが、25ヘクタールという面積は現実には非常に厳しい数値でありますので、25ヘクタールは目指す面積、確実に解消する面積を6ヘクタールと設定いたしました。

この6ヘクタールの算出は、委員1人あたり、利用権新規設定面積30アール以上の掘り起こしをする農地流動化ワンスリー運動を根拠とし、前年を踏襲する数値としています。

（2）の、これを推進していく具体的な取り組み方法といたしまして、昨年度に皆さんに実施していただきました利用状況調査におきまして、597ヘクタールの遊休農地の内370ヘクタールが再生利用が不可能と見込まれる農地等で非農地判定となったところであり、今後も荒れ地化が進んでしまうことが予想されるなかで、昨年同様に遊休農地判断の統一的理解が重要であると考えます。

荒れ地等の非農地を除外することにより遊休農地の面積が減となるとともに、比較的耕作条件が良い遊休農地につきましては、中間管理機構への貸付について誘導を図ること、その他の遊休農地についても各々の所有者単体では費用が非常にかかることから地域全体でその農地の環境保全の取り組みを促進していくということで、遊休農地の解消・発生防止の機運を醸成していくという活動に取り組んでいく、というところでございます。

次に2担い手への農地利用集積について、（1）担い手への農地利用集積目標面積につきましては117.7ヘクタール、平成29年度については23.5ヘクタールとしました。

この目標面積につきましては、平成26年9月に作成された勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、概ね10年後に担い手への利用集積目標面積211ヘクタールを基礎数値として、算出したものであります。

5月定例会で決定しました平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画により、担い手への農地利用集積117.7ヘクタール、これまでの集積実績94.2ヘクタールから、今年度の目標数値が23.5ヘクタールとなっております。

目標年度につきましては、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が概

ね10年後を見据えていることから、平成36年度を目標年度としております。

また、農地流動化ワンスリー運動というものを千葉県が実施しており、委員1人あたり利用権新規設定面積30アール以上の掘り起こしをするというものであり、30アールの掘り起こしから、1人3反歩ということでワンスリーとなりますが、その運動に合わせまして農業委員と推進委員が1人当たり30アールの掘り起こしを推進し、その他の利用権設定も含めて全体で少なくとも年間6ヘクタールの新規集積を目指し、そして最終的には積み上げで211ヘクタールを目指すというところになります。

この23.5ヘクタールの利用集積面積も大きな数値であることから、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画では、この6ヘクタールを目標としているところではありますが、本指針においては23.5ヘクタールを平成29年度の目標数値といたしております。

次に(2)のそれに向けた具体的な取り組み方法につきましては、地域の中核的農業者が中心的な担い手となれるよう、また、農地の集団化・連坦化を図り担い手の負担軽減を図れるように、人・農地プランの作成を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年などを新規就農者としての担い手に確保・育成を図り、農地の利用集積が行われやすい環境の構築に努める、と記述いたしました。

ここでいう担い手とは認定農業者と、この認定農業者と同じ水準の方、いわゆる基本構想水準達成者及び認定新規就農者の3つが担い手という事になっております。この方々に集積を行っていかうとするもので、地域の中で中核的農業者であるけれどもその水準に達していない方々を人・農地プランの作成を促進することにより地域の中核的農業者と位置づけ、将来的に中心的な担い手となれるよう地域の話し合いを進めていく、また新たに農業経営を営もうとする青年等の新規就農を確保すると併せて育成も図っていかうと、そしてその方々に農地の利用集積が行われやすい環境づくりをしていかうということが取り組みとなります。

また、後継者がいない耕作者について、その方が持っている農地の状況を各委員で把握をして、将来の利用集積が計画的に進められるように、委員が地域と連携をして話し合いを行っていかうと、このような取り組みとなっております。

次に3、新規参入の促進につきまして、(1)新規参入の促進目標を3経営体としております。

この目標設定の考え方といたしまして、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標が年間3経営体となっておりますので、これに準じております。

こちらの取り組みにつきましては、新規就農を検討している方の有無等の情報収集を行っていき、新規参入の入り口となるのは就農相談というところになってくると思われますので、窓口となる関係機関と連携を強化し新規就農者を確保していかう、というところになります。

また、企業の参入を推進し直売所等の設置など販路拡大を促進して、新規参入しやすい、農業参入しやすい環境の構築を図っていかうということも必要な取り組みとなってくると思

われます。

最後の4ですが、目標の見直しについては、この目標数値と目標年次につきましては、毎年、達成状況や社会情勢等を踏まえて見直しを行っていくとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 今年農家を辞めた方というのはどのくらいいるんですか。

○事務局長（窪田正） 具体的な数値は把握できておりませんが、この数値の基礎になっているのが農業センサスなどになりまして、これが5年に1度更新されるようになっておりますので、直近の数値として2015年の数値になっております。

○2番（末吉光委員） ありがとうございました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法で、企業の参入の推進を図るとされていますが、どのような形で推進しようと思っておりますか。

○事務局長（窪田正） 新規参入の促進に向けた具体的な取り組みというところですが、まず企業の方でどのくらいの面積をどのように欲しているというような情報等がありましたら、委員の皆さんや推進委員の方からそれぞれ情報をもらい、どのような場所が適しているかなど調べたうえで斡旋していくのもひとつ方法ですし、まず近隣で見ますと●●●辺りまで企業が進出しているという経緯がございます。

その辺の情報収集を踏まえまして、この勝浦の地形、実態に合ったものの模索というのもまたひとつの方法ではないかと思っております。

○3番（数金清美委員） はい、ありがとうございます。

●●●で今建設しているハウスが、まだこれから建ってくるというようなことは聞いてますね。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定し、この後開催を予定しております農業委員・推進委員合同会議に於いて賛同が得られましたら、これをもって正式決定といたしたいと思いをします。

これに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしましたので、農業委員・推進委員合同会議に諮りたいと思いをします。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

この届出は、地方公共団体が行う公共事業に伴い発生する土砂の廃土処理について、農地に復元されないまま転売等が行われる事態を防止するために行われる手続きであり、許可のいない届出となっております。

このたびの7月定例会にご報告すべき当該届出件数は1件であります。

以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高吉粧一会長） ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成29年勝浦市農業委員会7月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時30分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年7月6日

議長(会長)

署名委員

署名委員
